

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【公表番号】特表2020-530418(P2020-530418A)

【公表日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2020-043

【出願番号】特願2020-507037(P2020-507037)

【国際特許分類】

B 6 0 B 1/06 (2006.01)

【F I】

B 6 0 B 1/06

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月3日(2021.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スパーク区画と、バレル区画とを含む、2つの部品からなる、成形されたホイールであって、

前記スパーク区画及び前記バレル区画は、当該ホイールのドロップセンターで接合される、

ホイール。

【請求項2】

前記スパーク区画及び前記バレル区画は、相補的な~~噛合面~~を有する、請求項1に記載のホイール。

【請求項3】

前記スパーク区画又は前記バレル区画の~~前記~~噛合面は、~~前記~~噛合面から延びる複数のスペーサを含む、請求項2に記載のホイール。

【請求項4】

前記スペーサは、2.54センチメートルの0.005~0.060の間の高さを有する、請求項3に記載のホイール。

【請求項5】

前記バレル区画は、前記バレル区画から延びる複数のスペーサを含む、請求項3に記載のホイール。

【請求項6】

前記スペーサは、2.54センチメートルの0.005~0.060の間の高さを有する、請求項3に記載のホイール。

【請求項7】

前記スパーク区画及び前記バレル区画は、重ね継手を介して接合される、請求項1又は5に記載のホイール。

【請求項8】

当該ホイールは、複合材料を含む、請求項1に記載のホイール。

【請求項9】

第1の区画と、第2の区画とを含む、2つの部品からなるホイールであって、

当該ホイールは、その幅に亘って異なる直径の領域を含み、前記第1の区画及び前記第

2の区画は、最小の直径を備える当該ホイールの領域で接合される、
ホイール。

【請求項 1 0】

前記第1の区画及び前記第2の区画は、相補的な噛合面を有する、請求項9に記載のホイール。

【請求項 1 1】

前記第2の区画は、前記第2の区画から延びる複数のスペーサを含む、請求項1 0に記載のホイール。

【請求項 1 2】

前記スペーサは、2.54センチメートルの0.005～0.060の間の高さを有する、請求項1 1に記載のホイール。

【請求項 1 3】

前記第1の区画及び前記第2の区画は、重ね継手を介して接合される、請求項9に記載のホイール。

【請求項 1 4】

当該ホイールは、複合材料を含む、請求項9に記載のホイール。

【請求項 1 5】

1つ又はそれよりも多くのホイールスタッド孔を更に含み、1つ又はそれよりも多くのインサートが、前記1つ又はそれよりも多くのホイールスタッド孔に近接する、請求項9に記載のホイール。

【請求項 1 6】

一体的なビーズバンプを含む、請求項9に記載のホイール。